

市の申告相談会の予約はインターネットまたは専用ダイヤル番号へ！

市の申告相談会の予約は、次の期間にインターネットまたは専用ダイヤル番号に電話してください。混雑を避けるため1時間ごとの相談件数に限りがあり、希望する日時の予約受付ができない場合があります。

インターネット

<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/ZXuMGiog>



電話
予約期間

2月6日(木)～3月17日(月)

9:00～17:00(最終日は15:30まで)

(土・日曜日、祝日を除く)

【専用ダイヤル番号】

① 090-4326-5953 ④ 090-4579-0938

② 090-4326-5967 ⑤ 090-4579-0948

③ 090-4579-0833

※インターネットまたは専用ダイヤル以外での予約は受け付けできません。

※1回の電話でできる予約は1件です。

※予約受付時に希望日、希望する予約時間帯(右図参照)、氏名、連絡先、申告人数等をお聞きします。

予約時間帯

9:00～10:00

10:00～11:00

11:00～12:00

13:00～14:00

14:00～15:00

15:00～16:00

16:00～16:30

(市役所のみ、最終日を除く)

■相談会は事前予約された人のみが対象です

予約された時間帯ごとに会場で受付し、順番に相談を行います。予約時間内に受付を行わなかった場合は、予約が無効となります。また、必要書類に不備があると申告書が作成できない場合があります。書類の不備等で後日申告相談をする場合は、再度予約をお願いします。

※当日の相談状況により、予約時間内に相談ができない場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

確定申告における控除について

●医療費控除

健康保険の医療費通知を添付すると「医療費控除の明細書」のうち明細の記入を省略できます。

※市国民健康保険の11～12月診療分医療費通知は3月上旬に発送します。確定申告時に届いていないものは「医療費控除の明細書」に明細を記入してください。

図 保険年金課 (☎ 82-1189)

●障害者控除

令和6年12月31日現在、65歳以上で要介護認定が要介護3以上または一定の条件を満たす人は、確定申告時に障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。高齢福祉課に対象者と申請者の本人確認書類(運転免許証等)を持参し、申請してください。

図 高齢福祉課 (☎ 82-1172)

●社会保険料控除

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、1年間に納付した額について、社会保険料控除を受けることができます。納付金額は、保険料の納付方法によりそれぞれ次のとおりお知らせします。

●納付書または口座振替で納めている人
納付済確認書でお知らせします。

●年金からの天引きで納めている人
公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。なお、過納等により還付を受けた保険料については、その額を差し引いた額が社会保険料控除の対象となります。

●両方の方法で納付している人
納付済確認書と公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。記載された保険料の合計が社会保険料控除の対象です。

図 保険年金課 (☎ 82-1177)

高齢福祉課 (☎ 82-1172)